

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は、**令和3年度の保険料が減免**となります。

保険料の減免の対象となる方

- ① **新型コロナウイルス感染症により、**
主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
▶ **保険料を全額免除**
- ② **新型コロナウイルス感染症の影響により、**
主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、
次の(1)～(3)の全てに該当する方
▶ **保険料の一部を減額**

■ 世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和2年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

対象保険料

- ① 令和3年度分の保険料で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料
- ② 令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以降に納期限が到来する保険料。
(この場合の減免は、令和2年中の所得が令和元年中に比べて10分の3以上減少した方です。)

申請期限 令和4年3月31日

■ よくあるご質問

Q 「主たる生計維持者」とは、誰のことですか？

A 主たる生計維持者とは世帯主です。ただし、世帯内の収入実態によっては世帯主以外の被保険者とすることもできます。

Q 「重篤な傷病」とは、どのような状態ですか？

A 1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいいます。

Q 令和3年の収入見込みは、どのように算出するのですか？

A 申請の前月までの実績をもとに年間を通じた収入の見通しをたてていただくこととなります。

例1 収入実績額の平均額によって未到来月の収入額を見込む

例2 収入実績額と前年同期比の減収割合を令和2年の月別収入額に掛けて未到来月の収入額を見込む

※職種等によって状況は異なりますので、算出方法は指定しませんが、合理的・客観的な方法により見込んでください。

① ご自身が減免の対象になるかについては、お住まいの市町村へお問い合わせください。